一四	人命・財産の保護用	(一) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八番八号（四九）	○	四・一七	
		(二) 福岡県糸島郡志摩町大字野北字堂徳二八六七番七（二四七）	五〇	四・九七七・一七	福岡県福岡市中央区　赤坂一丁目、城内、大濠公園、黒門、大濠二丁目、今川一丁目、今川二丁目、地行一丁目、地行二丁目、地行三丁目 早良区　西新二丁目、百道浜一丁目、百道浜三丁目、百道浜四丁目 福岡県福岡市西区　豊浜二丁目、豊浜三丁目、愛宕浜一丁目、姪の浜二丁目、姪の浜三丁目、姪の浜六丁目、小戸一丁目、小戸二丁目、小戸三丁目

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

九　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～540　略］	［1～540　同左］
541　削除	541　(1)　群馬県藤岡市藤岡1567－15（138.40） (2)　群馬県藤岡市岡之郷台門1120－1（112.20） / 北緯36度14分38秒東経139度04分45秒の地点と北緯36度15分12秒東経139度05分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［542～880　略］	［542～880　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一四	人命・財産の保護用	(一) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八番八号（四九）	○	四・一七	
		(二) 福岡県糸島郡志摩町大字野北字堂徳二八六七番七（二四七）	五〇	四・九七七・一七	福岡県福岡市中央区　赤坂一丁目、城内、大濠公園、黒門、大濠二丁目、今川一丁目、今川二丁目、地行一丁目、地行二丁目、地行三丁目 早良区　西新二丁目、百道浜一丁目、百道浜三丁目、百道浜四丁目 福岡県福岡市西区　豊浜二丁目、豊浜三丁目、愛宕浜一丁目、姪の浜二丁目、姪の浜三丁目、姪の浜六丁目、小戸一丁目、小戸二丁目、小戸三丁目
一五	削除				
一六	削除				